

令和 元年 6 月 20 日現在

機関番号：62618

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2017～2018

課題番号：17H07327

研究課題名（和文）明治期法律用語の成立と展開

研究課題名（英文）The establishment and Development of Japanese legal terms in Meiji era

研究代表者

南雲 千香子（Nagumo, Chikako）

大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所・言語変化研究領域・プロジェクト非常勤研究員

研究者番号：90801613

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、明治期の法学者箕作麟祥が、実際に日本で施行された民法内に登場する法律用語にどの程度影響を与えたのか、またその期間に法律用語がどのように変化したのか、及び、翻訳を通して生まれた当時の法律用語が、当時の日本語にどのような影響を与えたのかについて調査を行った。その結果、法律用語の変遷には大別して3つのパターンがあること、箕作の法律用語に与えた影響が大きかったこと、「善意」という語の例を通して、この時代の法律用語が当時の一般語の形成にも影響を与えていることが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

今までほとんど研究の進んでいなかった、訳語研究・学術用語研究が活性化することが期待される。またこの研究の意義は日本語学分野における研究の発展だけに留まらず、日本近代法制史分野の発展にも貢献することとなるだろう。さらに本研究は、今後現代法律用語との関連性を考える上での基礎となるものであり、明治期の法律用語成立の様相が解明されることで、現代法律用語の問題として挙げられている「語の意味の難解さ」の生まれた原因を究明することにも繋がるため、社会的意義も大きいと考える。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to verify whether Rinsho Mitsukuri have an impact on legal terms in Japanese civil code, to research the transition of Japanese legal terms in Meiji era, and to look into possibilities that Japanese vocabulary in this time is affected by Japanese legal terms.

The results of this study are as follows; (1) The transition of legal terms in Meiji era have three patterns. (2) Rinsho Mitsukuri have a great impact on Japanese legal terms at that time. (3) Japanese vocabulary of those days is affected by Japanese legal terms.

研究分野：日本語学

キーワード：法律用語 翻訳語 近代語 箕作麟祥 一般語 民法

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

明治期の日本は、西洋から入ってきた学術用語を日本語に翻訳することで、近代国家として急成長したと言われている。特に法律用語は、単に学術用語というだけでなく、当時の日本の外交の立場や国家制度のあり方に直結するものであった。

近代的法制度を持たなかった当時の日本は、欧米諸国と対等になるために西洋式の近代法の制定を目標としており、その方法として、当時最も模範的であると考えられていたフランス法（いわゆるナポレオン法典）をそのまま日本の法律として移植しようと画策していた。その際、フランス法の翻訳を命じられたのが洋学者の箕作麟祥（みつくりりんしょう 1846-1897）であり、麟祥がフランス法典を日本語に翻訳したものが『仏蘭西法律書』（ふらんすほうりつしょ 刑法・民法・憲法・訴訟法・商法・治罪法から成る。1870～1874年刊）である。当時の日本では法学が未発達であった上、のちに法学者としても名を馳せた麟祥も、その当時法学の知識は皆無であった。その状況下で「動産」「不動産」「未必条件」等の法律用語は麟祥が苦心の末生み出した法律用語とされている。このように麟祥が訳として宛てた、あるいは新しく作った用語は、現在の法律用語と密接に関わっていると考えられている。

しかし、明治期法律用語の研究は日本語学上の重要性や社会的意義の大きさにも拘わらず、法律用語を日本語学的に研究しようという試みはほとんど行われてこなかった。この状況を打開すべく、申請者はこれまで明治期法律用語の研究に取り組んできた。具体的には箕作麟祥が『仏蘭西法律書』を訳す際、どのような方法・方針を取っていたかについての調査・考察を行った。その結果、箕作が同時代に使われていた語や当時の対訳辞書に掲載されている語採用するという方法をあまり取らず、自ら新たに訳語を生み出すか、日本あるいは中国の古典に使用されている語を採用する傾向があることなどを指摘してきた。

2. 研究の目的

「1. 研究開始当初の背景」で述べたように、申請者はこれまで日本で最初のフランス法典の翻訳である、箕作麟祥訳『仏蘭西法律書』の翻訳方法について研究を重ねてきた。これらの研究の次段階として、以下の問題が挙げられる。

、箕作麟祥が明治初期に作った法律用語が、その後日本で実際に施行された法律で使用されている法律用語にどのような影響を与えたのか。また、その期間に法律用語がどのように変化したのか。

、翻訳を通して生まれた明治期の法律用語が、当時の日本語にどのような影響を与えたのか。

本研究では、上記の問題についての実態解明と考察を目的としている。

3. 研究の方法

「2. 研究の目的」で述べた を達成するために、次の手順で研究を行う。

(1) 箕作麟祥『仏蘭西法律書 民法』で使用されている法律用語が、明治23年に公布された日本民法（以下、旧民法とする）、明治29年に施行された日本民法（以下、明治民法とする）の中でも同様に使用されているか、あるいは別の用語に置き換わっているのか調査する。

(2) (1)の結果を元に、用語の分類を行う。その上で、それぞれのカテゴリーの語1つ1つについて、その語の出自や他の法学資料での使用例、用語の変遷などの詳細調査を行う。

日本の民法は、フランス人お雇い外国人ボワソナードの尽力により、明治23年に公布が行わ

れた。これが法学分野で「旧民法」と称されるものである。しかし、この旧民法は日本の風習・慣習に対する顧慮が不十分であるとの批判が噴出し、修正が行われた。この修正を経た民法は明治29年に施行されることとなった。現在の日本民法はこの時に作られた民法を一部改正したものである。明治23年の旧民法は正確に言えば「実際に施行された民法」ではないが、民法編纂史上、旧民法は重要な位置を占めているため、本研究において調査の対象とした。

(1)の調査について、従来明治期法律用語研究の問題点として、用語の変化を観察する中で時代が下るにつれて、調査対象とする用語の持つ意味が別の用語で表された時、その用語が調査対象としている用語と同様の意味を持つのかどうかの判断が、法学的な知識がないと難しいという問題があった。

そこで申請者は、日本民法を作る際に元となったフランス語を媒介にするという、これまでにないアプローチでこの問題を解決する。

日本の法律は、その成立史上、外国語と密接に関わりがある。発表者が中心的に調査を行っている民法に関して言えば、フランス語との関係が非常に強い。まずはフランス法の翻訳をそのまま日本の民法とすることが画策され、『仏蘭西法律書』が刊行された。それが頓挫した後はボワソナードがフランスで書いた民法草案を日本人が訳すという形で法典が作られた。最終的な民法(明治民法)は日本人の手によって作られたが、外国との条約改正交渉のため、そのフランス語訳版も作られた。このように民法の成立過程では、日本の民法典の内容がフランス語で表されていることが多く、フランス語を媒介としながら語史を見ていくという方法は有効であると思われる。

次に「1. 研究目的」で挙げた の問題については以下の手順で行う。

(3)(2)で得られた結果を基に、法律用語から一般語になった語をピックアップする。

(4)(3)でピックアップした語が、どのような過程を経て、一般語としても使用されるようになったのかを調査する。

現代の専門用語については、柴田武「日常言語と専門用語」(1989)や石井正彦「専門用語の語構成 学術用語の組み立てに一般語の造語成分が活躍する」(1997)など一般語との比較を試みた研究がある。これらの研究は、物理学、工学などの専門用語と日常で使われている言葉との用法上の相違などを扱ったものであるが、明治時代の専門用語について、一般語との関係性について考察を試みた研究は存在しない。そこで申請者は、明治期に法律用語として生まれた言葉が一般語としても使用されていく過程を観察し、法律用語と一般語の関係について明らかにすることを計画している。

4. 研究成果

「2. 研究の目的」については、次のような結果が得られた。

「3. 研究の方法」の(1)で述べたように、箕作麟祥『仏蘭西法律書 民法』で使用されている法律用語が、明治23年に公布された日本民法(旧民法)、明治29年に施行された日本民法(明治民法)の中でも同様に使用されているか、あるいは別の用語に置き換わっているかどうかを調査した結果、「3つの資料で同じ用語が使われているもの」、「『仏蘭西法律書 民法』のみ用語が異なるもの」、「3つの資料でそれぞれ用語が異なるもの」の3カテゴリーに分類されることがわかった。

上記の「3つの資料で同じ用語が使われているもの」のカテゴリーについて、さらに詳細な用語変遷の調査を行った。その結果、次のことが明らかになった。

『仏蘭西法律書 民法』、「旧民法」、「明治民法」で共通して使用されている用語は、当時の

他の法学資料（民法草案や当時の法律用語辞典など）などでも同じ用語が使用されており、用語の変遷がほとんど見られなかった。特に箕作麟祥が作ったとされる「不動産」は特に定着が速かった。

『仏蘭西法律書 民法』、「旧民法」、「明治民法」で共通して使用されている用語は、一般語として過去に日本での使用例があった語が多いという傾向がある。

これらのことから、『仏蘭西法律書』の影響力や日本民法編纂事業における箕作麟祥の活躍が大きかったことが窺える。

「2．研究の目的」については、次のような結果が得られた。

「3．研究の方法」の(3)に基づき、法律用語から一般語になった語を調査したところ、「善意」という語が法律用語として登場したのちに、日常的な言葉として使用されるようになったことが明らかになった。

この「善意」について、法律用語として使用されるようになった後に、一般語として使用されるようになるまでの過程も含めてさらに調査を行った。

「良い心」「親切心」といった意味を持つ一般語としての「善意」は古代中国に存在していた漢語である。しかし、近世までの日本においては用例が見られず、少なくとも日常的に使われる語ではなかった。今回の調査における一般用法の「善意」の最初の例は明治29年で、明治40年前後から雑誌、新聞や文学作品、辞書にも記載されるようになった。一方「あることを知らないこと」という意味を持つ、法律用語としての「善意」はフランス語 *bonne foi* の訳語として、明治10年頃に生まれ、明治15年頃に急速に普及し始めた。これらの調査結果をまとめると、法律用語としての「善意」が法学者の間で普及し始めた明治15年頃には、一般用法の「善意」が使われることはなく、「善意」は専ら法律用語として用いられてきた。その後、明治30年代以降から、一般用法の「善意」の使用が日常的に使われるようになったと言える。この「善意」の例により、明治期に生まれた法律用語が、当時の一般語の形成にも影響を与えていることが明らかになった。

5．主な発表論文等

〔学会発表〕(計 2 件)

南雲 千香子、法律用語「善意」について 一般的用法との関わりから、日本近代語研究会、2018

南雲 千香子、明治期の日本民法における法律用語の成立 『仏蘭西法律書 民法』との関連から、近代語学会、2017

6．研究組織

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。